

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年12月23日(月) 18時00分～20時09分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

社会的養育推進計画素案の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、都留委員、西村委員、林委員、藤井委員、
松原委員、宮島委員、武藤委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 計画素案：代替養育を必要とする児童数の見込みについて

資料3 計画素案：里親等への支援について

資料4 計画素案：施設の機能転換等について

資料5 計画素案：児童相談所・一時保護所等の改革について

資料6 専門部会(第6・7回)での意見をもとにした対応

開 会

午後6時00分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

はじめに、本日の出席状況ですが、鈴木委員、横堀委員から欠席の御連絡をいただいております。

次に、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から資料6までを御用意しております。

その他に、参考として、前回部会までの資料集、黄色のフラットファイル綴りを置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。

また、第4回専門部会の資料3-2について、内容の一部に訂正がありましたので、本日、修正版ということで、改めて配布させていただきました。2つある円グラフのうち下のほうのグラフの数字が異なっていたということで、正しい数字に訂正をしておりますので、併せて御参照いただければと思います。

本部会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますのでよろしくをお願いいたします。

また、御発言に際しては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、この後の進行は、柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。年末の慌ただしい時期に、しかも夜の時間にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。

第8回専門部会を開催させていただきたいと思います。専門部会としては今日が最後ということになります。今日は、次第にありますとおり、「社会的養育推進計画素案の検討」ということで進めさせていただきたいと思います。本日は、これまで専門部会で議論してきた事項の全てについて、計画の形に書き込んだものを審議いたしますが、限られた時間の中での審議になりますので、要領よく短めにまとめていただけると、たくさんの御意見を頂戴できるかと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから、今日、議論をする全体について説明をしていただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○玉岡育成支援課長　それでは、まず私のほうから、代替養育を必要とする児童数の見込み、里親等への支援、施設の機能転換等について、資料2から資料4及び資料6により説明をいたします。はじめに、資料2をご覧ください。

こちらは計画素案のうち、「代替養育を必要とする児童数の見込みについて」ということとなります。1ページの(1)から3ページの(3)までは、代替養育の必要数の見込みを推計する過程について示しているものでございまして、これらは6月の第3回部会及び10月の第6回部会で御説明をしているものになります。

4ページの「(4)代替養育を必要とする児童数の推計結果」でございすけれども、年齢区分別の表につきましては、最初にお示ししたのは第3回でございましたが、その後の第6回部会で説明をしました潜在需要ですとか、直近データを加えた平均の比率等に基づき、改めて今回お示しをするものとなります。年齢区分別での数字については、ご覧のとおりになります。

5ページ以降は、これを踏まえた里親等への委託児童数及び委託率の推計となっておりまして、こちら第6回の部会でお示しをしたものでございます。

以上の調査結果を踏まえて、7ページの(3)になりますが、10年後に里親等へ委託が可能と見込む数値として、こちらは第6回部会で示している数字でございすますが、37.4%になります。年齢区分別といたしましては、今回こちらで改めてお示しさせていただきましたが、10年後に3歳未満50.4%、就学前50.4%、学童期以降33.6%となっております。

また、目標年次ごとにつきましては、こちらは5年目、7年目、10年目ということでお示しをしておりますが、5年目で、最終的な10年目の率37.4%、約4割のおおむね半分の20%ということ置いております。こちらは5年目までは委託率の上昇は緩やかなペースということ置かせていただいております。こちらは5年目以降、37.4%に向けて上昇のペースが上がっていく形としております。

続きまして、8ページをご覧ください。「(1)施設で養育が必要な児童数」でございすけれども、先ほど示した代替養育の必要な児童数から、里親等への委託児童数の推計結果を差し引いたものとなっております。

「(2)必要な施設定員数」でございすますが、乳児院と児童養護施設の現在の入所率を

所与のものとしたしまして、供給する必要のある定員数を出しております。これらも踏まえまして、下に書いてありますように、施設養育の受け皿についても十分に確保しておく必要があるということで記載をしております。

以上が、資料2になります。

続きまして、資料3以降になりますが、こちらが、これまでこの部会で御議論いただきました3つのテーマに係る計画素案の部分でございます。これらの資料につきましては、基本的にはこれまでの委員の皆様様の御意見を踏まえまして、第6回と前回第7回の部会で資料として提示したテーマごとの背景と経緯、論点ごとの現状と課題及び今後の方向性について、文章で整理したものですので、内容のほとんどは既にご覧いただいているものとなっております。

したがって、今回は第6回、第7回の部会で新たにいただいた御意見を反映させた部分を中心に御説明をいたしますとともに、文章のほかに、今回、数値の表を入れておりますので、そちらについても触れながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに資料3をご覧ください。また、資料6ですけれども、先ほど申し上げました委員の皆様方から第6回、第7回部会でいただいた御意見等を踏まえて、変更した箇所を一覧表にしているものになりますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思います。

まず、資料3の2ページになりますが、現状と課題の2つ目の「○」のところでございますが、都民への調査結果を掲載し、普及啓発につきましてはターゲット、戦略を定めることが重要だということを踏まえまして、そうしたことに意欲・関心のある都民を登録につなげていくことを、この中で明確に記載をしているものになります。

3ページ目になりますけれども、今後の方向性の2つ目の「○」のところでございますが、今、申し上げた現状と課題を踏まえまして、既登録里親の属性についての分析等を行っていくということも触れさせていただくとともに、広く周知を図るための広報とリクルートのための広報を戦略的に実施するというので、ここは分けてやったほうがいだろうという御意見を踏まえての記載とさせていただきます。

続きまして、「②里親等委託の促進に向けた取組」のところでございますが、6ページをご覧くださいませでしょうか。先ほど資料2で御説明をいたしました数値目標をここで表として掲げておりまして、東京都として、里親等委託率の数値目標の素案として掲げているということを意味しているものでございます。

その下に評価のための指標の表がございますが、ここでは里親登録家庭数、委託児童数、

ファミリーホーム設置数、ファミリーホーム委託児童数を掲げておりますが、これらにつきましては、国の都道府県計画策定要領で示されている評価のための指標例を参考にして関係のある指標を掲げております。随時、こういったものがこの素案の中に入っているということで御理解いただければと思います。

続きまして、8ページをご覧ください。「里親等に対する支援」の今後の方向性の2つ目の「○」、コミュニケーションの強化は大事な視点との御意見を踏まえまして、ここに、「関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、引き続きチーム養育体制の強化を図っていく。」と記載させていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。「(3) 特別養子縁組に関する取組の推進について」でございます。現状と課題の1つ目の「○」については、十分な交流という部分が、縁組の引き延ばしと受け取られる可能性があるとの御指摘がございましたので、「交流期間中や縁組成立後においても十分な支援」と表現を修正しております。

それから、10ページ、現状と課題の6つ目の「○」ですけれども、「養子縁組に当たっては、実親への説明をしっかりと」という意見がありましたので、そういったものを踏まえて、実親に対する説明について記載をしております。

また、同じく現状と課題の6つ目の「○」の3行目以降ですけれども、民法の改正の御指摘がございましたので、「特別養子縁組の審判における第一段階の手続については、児童相談所も申立て等が可能となることから、ケースに応じて適切に関与することが求められる」といった表現を入れさせていただいております。

それから、今後の方向性の5つ目の「○」、11ページのところですけれども、「民間あっせん機関と相互に紹介する仕組みには、養子の候補も」との御意見がございましたので、「養親」としていた部分について、「養子」を加えさせていただきました。また、6つ目の「○」に、「家事事件手続法の改正を踏まえて、審理への児童相談所の関与のあり方を検討します。」といった表記も入れさせていただいております。

資料3の説明は、以上になります。

続きまして、資料4をご覧ください。施設の機能転換等について御説明いたします。

まず、「2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のうち「(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進」のところですが、今後の方向性の1つ目の「○」、3ページになりますけれども、「地域分散化に向けては、グループホームが地域の資源となることや本園が中核になることが重要」との御意見がございましたので、それを踏まえて「地域

社会との良好な関係性の構築、本体施設による支援の仕組み」という文章を入れさせていただきます。

3つ目の「○」のところでは、職員のキャリアパスの話がございましたので、ここに「職員自身が将来を見通すことのできるキャリアパスの構築を目指し」という表現も入れさせていただきます。

続いて3ページ以降の「(2) ケアニーズの高い子供に対する専門的なケアの充実」のところです。4ページ、現状と課題の3つ目の「○」のところですが、専門機能強化型児童養護施設の話、あるいは児童心理治療施設の話がございましたので、そういったものを踏まえまして、下線が引いてございますが、専門的機能強化型児童養護施設の機能強化、さらに重篤な問題や症状を有する児童に対する高度なケアの体制検討等について、入れさせていただきます。

また、施設職員のソーシャルワークの役割の充実をとの御意見を踏まえまして、現状と課題と、今後の方向性の6つ目の「○」のところ、ソーシャルワーカーの役割と支援業務の負担について入れさせていただきます。

それから、今後の方向性の2つ目の「○」ですが、「乳児院の受入体制の確保だけでなく、出ていく先も考える必要がある」との意見も踏まえまして、移行を見据えたアセスメント等について、これは5ページにわたる部分でございますけれども、記載をさせていただきます。

また、個別ケアに対する加算等、「専門機能強化型児童養護施設」については、全ての施設に働きかけていくこと、あるいは真ん中のところがございますが、先ほどの人材の部分で、児童指導員等の業務を補助する者を雇い上げることにより、業務負担の軽減、治療の評価や選択、将来を見据えた計画の作成等の取組についての記載をさせていただきます。

次に、「3 社会的養護の下で育つ子供の自立支援の推進に向けた取組」についてです。現状と課題の5つ目の「○」のところ、自立援助ホームの現状の評価と今後のあり方の記載が必要」という御意見がありましたので、8ページになりますけれども、そういったものを明確に記載しているところでございます。

また、今後の方向性の2つ目の「○」ですが、大学等入学後の支援の問題ですとか、「進路状況の内訳にある「その他」について、一人ひとりの希望や状況を的確に捉える必要がある」との御意見を踏まえて、ここにあるような記載に変更させていただきます。

それから、9ページになりますが、今後の方向性の5つ目の「○」のところで、先ほどの自立援助ホームの現状、課題を踏まえまして、「職員配置基準の改善を国に要望していく」ということを記載しております。

また、7つ目の「○」ですが、「自立支援に法制度を活用するための弁護士の配置を」という御意見もございましたので、法的な支援の促進を記述として加えております。

資料4の説明は、以上になります。

○竹中家庭支援課長 それでは、児童相談所・一時保護所等の改革について御説明いたします。まず、資料6の2枚目、3枚目をご覧ください。「4 児童相談所の体制強化策」のところで、前回の第7回部会でいただきました御意見を踏まえて、どのように直しているかといったところを御確認いただければと思います。

それを踏まえまして、資料5をご覧ください。2ページ目、現状と課題の4つ目の「○」ですけれども、「過去の重大な虐待の検証結果を踏まえた改善が重要」との御意見を踏まえ、検証結果の研修やOJT等を通じたケースワークへの活用について、記載させていただいています。

また今後の方向性の4つ目の「○」につきましても、3ページのところですが、検証結果について、OJT等を通してケースワークに活かすよう徹底を図るということで整理をさせていただいております。

2ページ目に戻っていただきまして、今後の方向性の1つ目の「○」ですが、「児童相談に関わる業務のアウトソーシングを議論すべき」という御意見を踏まえまして、必要な業務の精査と民間事業者の活用について記載させていただいています。

また、「児童相談所の物理的な職場環境の改善を」という御意見を踏まえまして、児童相談所の改築等に合わせた環境の改善について、「職員のメンタルヘルスや休暇取得に力を入れることが必要」という御意見を踏まえまして、メンタルヘルス支援等による負担の軽減について、それぞれ記載をさせていただいております。

また、今後の方向性の2つ目の「○」ですが、「児童相談所職員が、施設や里親家庭の現場を体験する機会や、コーチングスキルを学ぶ機会、人事交流による振り返りなどの機会を設けることが重要」との御意見を踏まえ、「さらに、高い専門性とスキルを備える児童福祉司への成長を促すため、他職種（施設）職員との交流、職場体験や人事交流、コミュニケーションスキルを学ぶ機会等の充実を図ります。」という記載を入れさせていただいております。

そして3ページ、今後の方向性の3つ目の「○」ですが、「医師に相談できる体制が必要」という御意見も踏まえまして、日常的に弁護士に相談できる体制の強化に加えて、協力医師の取組等、医師の活用について継続して実施していくといったことを書かせていただいております。

続きまして、「5 一時保護児童への支援体制の強化」について御説明いたします。4ページをご覧ください。今後の方向性の1つ目の「○」ですけれども、一時保護所に関しましては、「一時保護した児童を受け入れる施設の対応するための指針が必要」という御意見を踏まえまして、一時保護に当たる統一的な取組、一時保護委託をお願いする際のガイドライン作成の検討について、記載させていただいております。

また、今後の方向性の4つ目の「○」ですけれども、「一時保護した児童の権利擁護のため、一時保護のあり方や理念の職員への浸透が必要」という御意見を踏まえまして、運営の手引きによる研修等を通じた職員への浸透について加えさせていただいております。

資料5の説明は、以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今、18時20分です。終了が20時なので100分あります。テーマが4つあるのと、それから、このテーマの専門部会としては今日が最後ですので、最後に委員全員の方から、全体にわたって御意見等を頂戴したいと思っております。5つのブロックに分けるということで考えますと、大体1つのブロックでの時間が20分ぐらいという感じになります。そのような目途で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員「異議なし」の声)

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に「代替養育を必要とする児童数の推計」について御意見を頂戴したいと思います。資料2になります。いかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 まず、質問をしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○柏女部会長 はい。

○武藤委員 資料2の7ページのところです。(3)に年次・年齢区分別推計がありまして、先ほど事務局から説明があった、合計のところに記載されている委託率ですけれども、平成30年度実績が14.3%とあって、計画の目標としては、5年目に20.0%と緩やかな伸び、7年目に急に27.0%、その後の10年目にまた急に37.4%ということ

で、最初は緩やかな委託率で推移しながら、後のところで急激に伸ばしているということですが、ここの根拠というか、どういう形でパーセントを出したのか、お聞きしたいと思いました。

○柏女部会長 これはおそらく共通の疑問でもあるかと思しますので、これはお答えいただいた上で議論を進めていきたいと思えます。お願いいたします。

○玉岡育成支援課長 まず、里親委託推進に当たっての取組について、最初の5年間というのは、例えばフォスタリング機関の準備を整えていくとか、そういった種々の取組の準備期間というようなことで考えております。まず5年間はそうしたところを整えて、6年目以降その取組が回り出して、委託が加速的に進んでいくというようなことが1つございます。そういう前提で、前半5年間は、これまでの委託率の伸び率をベースに引っ張ってきて、5年目に大体これがちょうど20%ぐらいになるという見当になります。

もう一点、既に施設に入所中の高年齢の児童については、基本的に里親委託移行していくのはなかなか難しい部分もありますので、そういったことも勘案しますと、前半は基本的には準備を整えながら、学童期前の児童について徐々に里親委託を進めていき、後半になればそこがどんどん持ち上がっていきますので、傾斜をかけるような考え方をしております。以上です。

○柏女部会長 それを踏まえての御意見を、ぜひどうぞ。

○武藤委員 前提として目標ありきでなくて進めるというようなことも含めて、資料3の冒頭では文章化をしていますけれども、私は、目標はある程度設定をしなければいけないと思います。それと、後半の急激な方向性については、慎重にやらないと、下手すると目標ありきみたいな形で進んでしまう可能性があると思います。

そういう意味からすると、この目標の数値は、現実的な部分を見て設定しているのかもしれないけれども、実態としてそうなりにくい部分があるし、もしこれを急激に進めるということであれば、そこでまたいろんな支障が生じる可能性があるというのが想像できますので、この目標の設定の仕方についても少し検討が必要なのではないかと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょう。特にこの関係で御意見があれば。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 簡単な質問だけなのですが、8ページの(2)のところで、乳児院の入所率が約80%とありまして、そんな低かったかなというのもあるのですが、これ

で割り返す際に令和7年度以降は130%とされているのですけれども、この辺りの根拠はどんなことなのでしょう。

○玉岡育成支援課長 こちらも、里親等委託を進めていくに当たっては、当然のことながら、より困難な児童について、例えば委託を進める中で、もう一度乳児院のほうで専門的なケアが必要になってくる児童の割合も増えてくるのかなということも想定をしております、先ほども申し上げた考えですけれども、後半になると里親等委託に向けて児童が増えてくるというようなことを前提として、その中で、乳児院としての規模については、ある程度、人数が減る割合よりは、もう少しそこは減り方を抑え目にして、受け皿を確保していくという考え方で、こういう形に今、置かせていただいています。

○藤井委員 余裕を持たせたみたいな感じなのですか。

○玉岡育成支援課長 需要も見据えておいたほうがいいのではないかとということです。

○柏女部会長 よろしいですか。

○藤井委員 はい。

○柏女部会長 他にはいかがでしょう。この点では、特に問題なければ次へ移りたいと思います。

私の個人的な意見ですけれども、当初の5年間でいわば3歳未満のお子さんは1%も委託率が上がらないわけですね。こういうもののノウハウはフォスタリング機関だけが育っていくわけではなく、里親たちも委託を受けていくうちにノウハウが蓄積されていったりしますので、総合的なものだと思っています。

そう考えると、当初の5年間ではほとんど委託が進まなくて、フォスタリング機関が準備できたから急激に上がるとか、そういう話ではないのではないかと想像するのです。これは渡邊委員の御意見も伺いたいところなのですけれども、私は、最初から里親委託のアップを目指していくことが大事なのではないかと思っています。5年たつと、里親になる人の年齢も5歳上がるわけだし、5歳上がってコーホートが変わってきて人口構成等もまた変わってくるわけなので、その辺りも考慮した上でのことなのか、そこもよくわからない。もう少し慎重に考えるというか、最初から委託を増やしていきながら経験も積み重ねていくことも大事なのではないかと思っています。個人的な委員としての意見という形になります。

では、磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 私のほうは、先ほどの事務局の説明でおおむね合理的だろうと思っています。

す。やはり取組をして、まだ里親の認知が非常に低い状況ですので、これは一般的にも広報はある程度やらないとなかなか進んでいかないこともありますので、私としてはこういった数値は合理的だろうと思っています。が、しかし、先ほどから懸念が出ているように、最初のほうで低い数値でとどまっているということになりますと、あたかも、それでいいというような形になりがちだと思うのですね。

やはり、そういう中でも、着実に進めることが重要ですので、ここの効果測定をどのようにしていくかというところは課題なのかなと思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、この件以外の御意見も含めて何かございますでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 これまでの経験も含めてお話をしたいと思います。

代替的養育の数を出すときに、今までの状況からすると、施設や里親の定員とか受け皿がこの代替的養育の必要な数に結果的にはなっていると思います。東京都の場合はもっと探してみると、潜在的なニーズが非常に高いような気がします。一時保護所は定員超過の状況、施設もほぼ定員いっぱい状況、その中で受け皿がないので入れられないという実態があるような気がするのです。ですから、ここでは潜在的なニーズで推計をさせていただいていますが、今後この潜在的なニーズは高まるような気がします。

それから、場合によっては里親委託を急激に進めるということで、今、全国的にも進めているところの教訓からすると、急激に進めたところは、場合によっては里親との不調を起こして、また施設に戻ってくるケースが多くなってきているという報告もされているところでもあります。そういうところは全く予測をしてなくて、施設のところの数などにも入れてないということなので、全体的に見ると、代替的養育の数が、私は少し甘いのではないかという実感を持っています。

これは最終的に計画として公表していくということなのですが、今後も含めて、児童虐待が疑われる事案についての中身の精査、特にもともと施設に入る必要があったのだけれども入れなかったという事案の中身について、もう少し精査しながら、正確な数を出していくことを引き続きやっていく必要があるのではないかと考えていますので、発言させていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 まず、数値のことは難しいなと正直なところ感じています。高い里親委託率を実現するためには支援体制がしっかりしたものにならないと危険な面がある。支援ということだけではなくて、委託の準備や、その前の登録など全部に関わってくるものだと。だからそういう包括的な支援体制こそ重要だと思いますので、そちらのところで改めて発言をさせていただきます。

あと2つ申し上げたいのですが、委託率を上げるということでは、本来はニーズを満たして質の高い里親養育を目指すことが何よりも必要です。里親だけに養育の負担を背負わせるような里親制度の運用であってはならない。フォスタリング機関が包括的にその業務を担うことは必要だけれども、同時に委託や措置変更、引き取りを活発化させることになるわけだから、そのことを考えれば考えるほど児童相談所の体制とリンクしてくると、そのように改めて思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかになければ、この部分は次の里親支援とも密接に関わってきますので、そちらにも移っていきたくと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、資料3について御意見をお願いしたいと思います。もちろん資料2のほうに戻っていただいても、これは双方にリンクする話ですので構いません。いかがでしょうか。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 いくつか意見がございます。初めに簡単な修文等のほうから3つ申し上げて、後で全体的な意見を申し上げたいと思います。

まず、8ページの2つ目の「○」の不調事例が書かれたところで、「里親の養育力の向上」の後に「と里親支援体制の拡充」という文言を加えていただければありがたいと思います。不調事例はもちろん里親の養育力の問題でもありますけれども、里親家庭を孤立させることなく、支援体制を拡充すれば防げるようなケースも多々あると思いますので、よろしくお願いします。

それから、今後の方向性の2つ目の「○」に、「フォスタリング機関事業のモデル実施を行い、一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図る」と記載されているのですが、これに加えて、7ページから8ページにかけては、チーム養育体制も含めた現行体制の問題点も記されていますし、さらに3ページまでさかのぼりますと、フォスタリング機関が中心になってリクルートするというような記述もありますので、都としては今後フ

フォスタリング機関の設置を民間委託を進めていくように確かに解釈できるのですが、その一方で、「引き続きチーム養育体制の強化を図っていく」とありますので、ここを見ると現状維持なのかなという思いを抱いたりもします。

私が解釈するように、フォスタリング機関の設置を進めていくのが都の基本方針なのであれば、例えば修文として、先ほどの「一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図るとともに、当面、関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、チーム養育体制を適切に運用していく」というように修文していただければ、目指すべき方向と当面の措置が明確になっていいのではないかと思うので、御検討いただければ幸いです。

先ほど出てきました今後の方向性の2つ目の「○」にある「関係機関が密にコミュニケーションをとりながら」の部分については、後ほど資料5のところで、また触れさせていただきたいと思います。

それから、特別養子縁組に関しまして、11ページ、今後の方向性の6つ目の「○」のところに「里親の認定・登録のあり方を検討する」とあるのですけれども、養子縁組里親から養育里親への移行を希望した場合に、一定の研修免除等も配慮していただけるとありがたいので、これは意見として申し上げておきます。

特別養子縁組のところでは、官民連携の仕組みづくりについて明文化していただき、ありがとうございました。

そして、ここからが少し全体的な意見になるのですけれども、例えばここでいえば、連携とは何かというのを考えたときに、単純にケースの受け渡しや手順を決めるだけではなくて、情報共有とか長期にわたる養親支援に関して必要な施策について丁寧な議論が必要だと思うのですけれども、これについても具体的な方策を決定していくタイムラインのようなものがないのですね。特別養子縁組に関して数値目標もないので、数値目標がなくてタイムラインもないのかという感じがいたします。

フォスタリング機関についても同様で、8ページにある評価のための指標では、直近値のところには「令和2年度から実施」とあるのですけれども、先ほどの事務局の御説明だと、最初の5年ぐらいでフォスタリング機関を整備していくのだととれるようなお話もあったので、そうであればやはりタイムラインは計画の中に記したほうがいいのではないかと思います。これと同じような書き方が、例えば資料3ですと6ページと11ページにありますし、さらに資料4、5にもあるのですね。

通常、10年計画にこうした評価指標を提示する場合、10年後の目標値はもちろんな

のですけれども、そこに至るまでの途中段階の目標値を、例えば3年目とか5年目とか7年目とかのところで定めておくのではないかと思いますし、数字に還元できないような施策につきましては、検討をいつ行うのか、いつまでに結論を得るのかなど、そういったタイムラインを定めるのではないかと思いますのですが、この計画の素案にはそうした記述がほとんどないのですね。これは、計画全体をお示しいただく際には入ってくるということなのでしょうか。

それから、加えて、今回、先ほど資料2にございましたように、家庭養護について数値目標が設定されたことは一定の評価しているのですけれども、これを実現するための具体的な施策についてはほとんど明確になっていないように思うのですね。例えば、里親登録を増やすためのPRを具体的にどのように進めるのか、里親委託に同意しない実親の説得をどのように進めるのか、フォスタリング機関をどのようにして増やしていくのかなど、詰めなければいけない論点がたくさん残されているように思うのです。そういうことも含めて、計画はこの内容でいくのですか。それともさすがに検討すると記されているようなところはもう少し具体的に書かれるとか、そういうことになるのですか。とりあえず、その辺りの都のスタンスをお聞かせいただければと思います。

○柏女部会長 これは、説明をお願いしたいと思います。つまり、アウトカム評価、アウトプット評価の指標を、この計画の中には載せないのかということだろうと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 すみません。はじめに1つ訂正なのですけれども、先ほど最初の5年間という話は例としてフォスタリング機関と言いましたけれども、フォスタリング機関を5年間で全て整備するという意味合いで申し上げたわけではないので、そこは修正をさせていただきます。普及啓発や色々な取組をまず最初にやっていく中で、効果はすぐに上がるものではないので、5年間でそこは見させてくださいという意味合いで申し上げます。

例えば、特別養子縁組の数値目標も、庁内でも実は議論をしたところでございまして、特別養子縁組そのものを数値目標として設けることが果たしてどうなのか。国もある意味、ざっくりと500件を1000件というようなことは言うてはいるのですけれども、実親から離すような制度でもありますので、そういった中で、単純に数字だけ上げて増やしていくというのも、それはそれでひとり歩きする部分もあるのかと思ひまして、そういった目標についてはこの中で掲げていないということもあります。

確かに、今おっしゃっていただいたような、もう少し具体的に書けないのかという御指

摘もあろうかとは思いますが、藤井委員がおっしゃっていただいたように、これは10年という長期の計画であるので、この中で私たちが目指すべき姿というものをこの計画の中で示して、具体的な取組についてはフォスタリングでいえば、モデル事業を今後やりますので、そういったものもやっていく中で検討していくですとか、単年度ごとに当然のことながら、前年度の成果、あるいは反省を踏まえて、それはよりバージョンアップして取り組んでいくことになろうかと思っておりますので、この計画の中で、10年の間で個別具体的に何年に何をやるかというところまで書くのはなかなか難しいのかなと思っています。

そういう意味で、確かに藤井委員がおっしゃるとおり、そういった記述がないのは事実なのですが、こちらの資料は委員の皆様にご議論いただくための素案として提示しているものでございますので、さらに皆様方の御意見をお聞きしながら、反映できるものは反映していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○藤井委員 そうであれば、少し議論が先走ってしまうのかもしれませんが、具体的な施策やタイムラインは、言ってしまうとこれから東京都の皆さん、あるいは児童相談所の皆さんに委ねられることになるのだと思うのですが、例えば児童福祉審議会などで、予算等を毎年フォローアップするような、そういう仕組みくらいはつくるべきなのではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

都の児童福祉審議会には様々な分野で御活躍されている方々が委員として参加いただいているわけですから、フォローだけでなく、具体的な施策の推進について御助言や御提案いただいてもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○柏女部会長 事務局、いかがですか。

○玉岡育成支援課長 こちらの計画については、まず計画そのものの制度設計として国のほうがモニタリングを行っていくということがありますので、当然のことながら、それは東京都だけではなくて、各自治体が計画を立て、それに基づいて進捗状況を報告するということが仕組みとしてあります。東京都もその仕組みに従って報告をしますので、国のほうの公表内容を、皆様方にもご覧いただく機会はあると思っておりますので、そういった仕組みがあるということをご理解いただきたいと思います。その上で、計画そのものについて、進捗状況をどういう形で報告することができるのかということですが、この場ではこれ以上のお答えはなかなかできないので、今いただいたお話は御意見として承りたいと思います。

○藤井委員 そこは、改めて意見として、審議会としてのフォローアップの必要性を強く申

し上げておきたいと思います。これは、副委員長である柏女部会長、そしてオブザーバーとして松原委員長もいらっしゃいますので、児童福祉審議会としてどうしていくかというような、そういうスタンスなり考え方も明確にされてもいいのではないかと思いますので、併せて申し上げておきます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

この計画は通知に基づく計画であって、さらに上位の計画である子供・子育て支援総合計画のほうに盛り込まれていく形になります。そちらについては告示で毎年子供・子育て会議に報告をして、そして進捗状況のチェックを受ける仕組みになっていますので、この審議会になるか、子供・子育て会議になるかは別にして、毎年、進捗状況について何らかのチェックが入るということは確実なことだと思います。

それを受けて、審議会のほうでは社会的養育関係の専門家が多くそろっておりますので、当然のことながら子供・子育て会議に出していただくためには準備が必要ですから、その部分を児童福祉審議会にも出して意見を聞いていただくということは、私としてはお願いをしたいと思います。

もう一つなのですけれども、今、藤井委員がおっしゃった中で数値目標、アウトカムやアウトプットの目標値がほとんどないということですが、子供・子育て支援総合計画はかなり多く数値を入れているわけですね。その達成率がどうかということが入っているのに、社会的養育の分だけ数値目標がない、進捗状況も示されていないのはかなり目立つように思いますので、今、事務局でおっしゃったように、入れられるものは入れていただくというのがいいのではないかと思います。例えば、里親になりたいと思う人の数については規定調査で行っているわけですから、それは5年後に例えば数%から8%にまでいくというようなアウトカムの数値目標があってもいいのかと思っています。少し部会長としての意見を申し上げました。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 まず、1つは形式的なところになりますが、10ページの真ん中辺りの「民法改正により」というところのくだりで、3行目の終わりのほうに「児童相談所も申立て等が可能になることから」とありますけれども、今、手元に条文がないので、最終的には確認していただきたいのですが、確か「児童相談所長」ではなかったかと思っています。

2つ目は、特別養子縁組の数値目標についてですが、私は消極的です。先ほどお話もありましたように、そもそもの確性の問題があるので、数値を上げればいいというものでは

ないという根本的な問題もありますけれども、加えて特別養子縁組というのは、最終的に裁判所、司法権が決めるものでありまして、行政権のほうで、少なくとも最終的にアウトカムとしての数値目標として掲げるのはおかしいのではないかと考えています。

それから、先ほど藤井委員が8ページの今後の方向性の2つ目の「○」のところでおっしゃったことなのですが、チーム養育体制の強化というのは、フォスタリング機関が入ってくるとチーム養育体制というのは要らないということなのではないでしょうか。ここでの言葉が、今のチーム養育体制と限定して解釈して、だから変わらないと解釈されたのか、そこがよくわからなかったのですね。

意見としては、先ほど事務局のほうからあった、10年計画なので、個々の施策についてはあまり盛り込むということではなくて、大きな方向性をというお話について、それはそれで私は納得なのですが、それであれば、このフォスタリング業務のところは結局、方向性としてどうなるのかというのが正直よく見えず、かつ、5ページの今後の方向性の一番上の「○」のところも、結局「モデル実施」のことだけ書いてありますし、また、8ページの今後の方向性の2つ目の「○」のところも「モデル実施」のことだけが書いてある。モデル実施こそ個々の施策の話であって、方向性として、10年後を目指してどうするのだという記述が不足しているのではないかなと思うのですね。

私もどこまでの業務をこのフォスタリング機関にお願いするのかというのは正直なところよくわかりませんが、ヒアリングなどを通して、里親の支援というのが、児童相談所ではなかなか難しいというのは、多分委員の共通認識になっているのではないかと思いますので、ここは他の委員の皆様方の御意見もあろうかと思いますけれども、少なくとも里親支援についてはフォスタリング、要するに民間の機関にお願いをしていくという方向は書けるのではないかと。ひょっとすると、さらに広くそういう方向が書けるのか、そこは私よくわかりませんが、いずれにしても方向性が不明確なような気がいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事な意見だと思います。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。8ページの記述と9ページの記述と、もう一つ、養子縁組に関することと3点申し上げたいと思います。まず、8ページの上から2つ目の「○」に修正が必要ではないかという点では、私も藤井委員の意見と同じです。この部分は、里親が委託されている子供の特性を理解できないために養育の不調が生じるから、里親の養育力の向上が求められるというように読めてしまうのですが、里親の養育力が高まれば

養育の不調は起きないのかと、根本的に疑問に思うのです。まずは家庭に、一般の方の生活の中に迎え入れてくださるわけですから、負担の大き過ぎる委託、そのようなマッチングが生じないようにしなければならないなど。

あとは、里親養育支援については、民間が積極的になっていただくにしろ、措置する児童相談所が、里親家庭での子供の様子や、あるいは里親の御苦勞や危機について理解できないということならば、かえって危ないことが多く生じる可能性があると思います。現状の記述は、里親に養育力の向上を求めるという形で、より負担を高め、里親に背伸びをすることを求めるように読み取れてしまう記述ではないかと感じてしまいます。ですから、私とすれば、3行目の点の後には、「適切なマッチングや里親の負担への理解、里親養育の向上などが求められる」という文言が入ってこない、今の記述は誤解される可能性があるのではないかと考えています。これが1点目です。

2点目は9ページの最初の「○」の内容なのですが、私ももう一回条文を見ないと理解が不正確ですが、養子縁組里親という制度上の区分ができたのは平成20年改正だったと記憶しています。確かに平成28年改正で、養子縁組里親の登録の方法、名簿に登載とか、あるいは養子縁組里親にも研修を受けていただくことが義務化されたのですが、ここで養子縁組里親が法定化されたという表現だけですと、平成28年改正によって初めて養子縁組里親ができたというように読めてしまうのではないのでしょうか。こういった観点から記述の修正が必要だと思えます。

3点目ですけれども、先ほど養子縁組の目標やアウトプットのことが話題になりましたが、私も特別養子の数値だけがひとり歩きするのは疑問だと思います。しかし、今回は目標数の設定についての意見については少し留保させていただいた上で、別の観点から報告書案の現行の記述へのむしろプラスの評価として申し上げたいと思います。かなり踏み込んだ形で、民間の養子縁組あっせん機関との連携について記述して下さったと思っています。民間あっせん機関との間で定期的な会議を行う、あるいは、都を超えて、都以外へのあっせんがあった場合でも、子供が不利益を受けないようにすることをきちんと考えていく。この辺りの記述は極めて具体的ですし、多くの民間養子縁組あっせん機関が許可を受けている東京都ならではの記述で、とても重要であり、他の自治体への影響も含めて踏み込んだ具体的な記述をして下さったことに敬意を払いたいです。ぜひ、この記述をこういう具体的なものとして最後まで守ってほしいと願います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。許可を受けた特別養子縁組のあっせん機関の半数近

くが東京都にあるということを考えると、東京都がしっかりと他の自治体と連携をとってやっていただけは、地方の自治体にとっても大事なことだろうと思います。

他にはいかがですか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 いくつかコメントさせていただきたいと思います。

まず、推計のところからも関連してくるかと思うのですが、数字の動き方という部分に関しては、フォスタリング機関が整備され、チーム養育体制をこれからどうしていくのかという中で変化していくのだろうと思います。すごくネガティブな考え方をすれば、モデル事業が全然うまくいかない可能性もゼロではないわけですから、そうすると最初の5年は緩やかな伸びで、その5年のうちに、モデル事業がうまくいかない場合はそれを立て直すという期間も考慮に入れて、この数字の部分は中身をこれから詰めていかれると思うので、目標、つまりどこを到達点にしようとするのかという部分では、推計としてはこれからよい議論ができるのではないかと、私はポジティブに捉えています。

ただ、他の委員がおっしゃっていましたが、確かに数字を達成することがゴールではなくて、子供の養育の質というものをどう保障していくのかということが重要になってくると思っています。ただ、質の高い養育が展開できないと数字が増えないという形であるべきだと思いますので、この10年という期間は、私は以前もお話ししたように、非常にいいと思います。これが5年とか7年ですと、瞬間風速で一時的に伸びたとしても、そこで武藤委員がおっしゃったように不調が増えてきて、それで里親養育に対する信頼が落ちてくる。そうすると、信頼できない里親家庭に次々に委託をするということを東京都の現場の皆さんがされるとはとても思えないので、10年後というところで数字が伸びるというのは現実的に考えにくいだろう。10年後も数字が伸びているということは、そこに質の高い里親養育というサービスが伸びていっているということが期待できるのかなと思いますので、これからこの数字を実現するための中身をどう整えていくのかという議論を深めていかれるのだろうとポジティブに捉えています。

それに関連しますが、8ページの今後の方向性というところですけども、2つ目の「○」も確かに議論の対象というか、皆さんの御意見はそのとおりだと思って聞かせていただきました。私は1つ目の「○」も非常に重要だと思っていて、里親養育の養育力の向上というものが不調を必ず防げるか、あるいは里親養育は地域社会の中で、子供の選択肢として十分に機能していくのかといったら、もちろん養育力の向上は必要だと思いますが、むしろ

ろ地域力の向上、里親家庭が地域で里親をしやすい状況をどうつくっていくのが非常に重要だろうと思っています。

何となく1つ目の「○」は、認知度を高めることに重きを置いて書かれているようにも読み取れるのですが、よくよく読んでみると、本当に里親にとって養育がしやすい状況をどうつくっていくのかということが書かれているようにも読めますので、私は個人的にはその部分をさらに強調して記載していただけたら非常にいいと思っています。

それから、フォスタリング業務とチーム養育体制のお話なのですが、チーム養育体制、そこは他の委員の方々もおっしゃったように、どう方向性を示していくのか。現状のチーム養育体制に満足しているかどうかというのは、私は何とも言いにくいのですが、養育者、あるいは子供が利益を得ている状況がもしあるとするならば、そこを今後も継続していくというのは十分ありなのかなと思います。ただ、どこに力を入れていくのかというのは、確かに藤井委員がおっしゃるように明確にしていくのは大事かなと思っています。

あとは、宮島委員の意見と重複するところがあるのですが、不調事例を踏まえてという部分になってきますけれども、養育の向上を図る研修については、養育者だけの研修でいいのかと思う部分があって、協働というのであれば、これからフォスタリング業務を担うソーシャルワーカーも、あるいは児童相談所の皆さんも含めて、ともに学び合う機会があるべきなのではないか。里親だけが向上しなさいという形ではなくて、むしろ里親が養育についてどのように学んでいくのかということを支援者と名のつく方々が全く知らないなんていうことはあってはいけないことだと思うので、ここはぜひ「里親が」という形ではなくて、里親に関わる関係機関もともに学び合うような機会というものが記載されると、この不調ということに対していい変化が見られるのではないかと思います。

それから、個人的な意見を最後に述べさせていただきますが、私も養子縁組に対して、数値目標化という部分に関しては、あえて数字というものはどうなのだろうと思っています。数値目標は必要かどうか。子供の立場で考えたときに、養子縁組を増やす、あるいは目標を達成することがどういう区分になるのかということを考えたときに、まだ私の中で明確な答えがないというのもあるのですが、あまり積極的にはなれないなという個人的な意見を述べさせていただきます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 先ほども磯谷副部長や渡邊委員からも御意見が出ましたが、チーム養育体制とフォスタリング機関の関係という意味では、私どもはチーム養育体制というのは、まさに現行の東京都のチーム養育体制をこうやって書いているのだろうと解釈をしているわけです。現行のチーム養育体制はこれまでに比べると一歩前進していると思っておりますが、何回かここで申し上げたように、あるいはここにもいくつか書かれているように、いくつか問題点があるとも思っています。でも、来年度から一気にフォスタリング機関ができるわけではないですから、当面はチーム養育体制も、問題点を少しでも緩和するような形で運用していかなければいけない。

しかし、だんだんフォスタリング機関ができてくれば、いわば発展的に解消していくような格好でチーム養育体制からフォスタリング機関の体制へと移行していくと、そんなイメージを持っております。そういう意味ですと、違いますか。

○渡邊委員 ありがとうございます。手短にお話しします。藤井委員のおっしゃっているのは、フォスタリング業務をこれから、メインかどうか別にしても、太い柱にしていきますよということがよりわかりやすいほうがいいのではないかという御意見ですか。要は、チーム養育体制はこれからも当面はやっていくけれども、これから柱を太くしていくものとしてはフォスタリング業務だという。

○藤井委員 そうですね。

○磯谷副部長 まず、藤井委員の御意見は理解しました。要するに、このチーム養育体制と書いたのは、現行の、というように今おっしゃっていただいたので、それはそれでいいのだろうと思います。

ただ、私の理解では、多分フォスタリング機関が入ってきたからといって、チーム養育という考え方が要らなくなるというわけではないのではないかと思います。つまり、もともとチーム養育は、この児童福祉審議会で議論してあったものですが、地域の様々な関係機関などとも一緒に里親を支えていこうという話で、多分フォスタリング機関が入り、まさにフォスタリング機関が支援の中心になったとしても、やはりいろんな方々に支えられていくのかなどと思ったものですが、ここは用語の問題なのかもしれませんね。

○柏女部会長 用語の定義の問題ですね。

○藤井委員 それは、おっしゃるとおりだと思います。「チーム養育」というコンセプト自体は当然必要になってくるものだと思います。その中でフォスタリング機能を、いくつか

の機関がばらばらに持っているところをフォスタリング機関に集約するというような格好なのだと思うのですけれども。

○柏女部会長 定義をめぐっていろいろ出ていますので、「チーム養育」というものに対する注釈などに入れていただくとわかりやすいかと思います。

都留委員、お願いします。

○都留委員 超少子・超高齢社会に向かっていく中で、4年前に私が聞いた里親の平均年齢は、里父が56歳、里母が53歳でしたし、今の平均年齢がどれぐらいかというものは持ってないですけれども、これからリクルートをしていくときに、向こう10年を考えていくと、30代、40代の方たちを増やしていかないことにはどうにもならないだろうと思っています。

フォスタリング機関としても、リクルートを今やっているところでもそう思うのですけれども、そのための具体的な取組は必要と思っています。また、今までも、里親家庭への委託は、実親のところへ戻れるようになるまでの期間というように私は理解しているのですけれども、戻すための手立ての部分は一切抜けているのかなということと、あとは子供たちが里親家庭に行きたいのか、行きたくないのか、途中での支援のあり方というようなところがやはり抜けているのかなと思っておりますので、ぜひその部分をつけ加えていただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 養子縁組の数値目標についてなのですけれども、ある法学者から、殺人の検挙数を掲げるようなもので、掲げるべきではないと言われたことがあるのですね。それがどうなのか、という議論はあると思いますが。

でも、一方で、私自身個人的に思うのは、例えば虐待対応における国の司法関与の検討会のときに、国が全児童相談所に対して行った調査で、本来的に特別養子縁組が必要だったけれども、できなかったケース数を挙げてくださいというようなものがあつたと思うのですね。そのときに都としてはどんな基準でもって、特別養子縁組がふさわしいというように判断されたのか。その判断基準に基づいて必要だったけれども、提供できてないという現実があるならば、本来的には数値目標を掲げるべきなのではないかと、個人的には思います。

それからもう一点、11ページの都と民間のあっせん機関の連携ということは、ここは

非常に重要なところなのですけれども、確か実親支援や子供の保護も含めて連携の必要性はあるのだと。産みの親への支援というところでは、区市町村ということになるのですね。一方で、特に子供の保護というところでは、先ほどの国の検討会でも出されたデータによると、民間あっせん機関の半数近くがベビーシッターを活用していて、預けている平均日数も20日という、届け出も当然必要ない日数なわけです。

その検討会では、乳児院を含めてどう連携していくかといったことも言われていたと思いますし、産みの親の保護に関しても、民間あっせん機関がみずからそういうホームを提供すること自体が、産みの親の意思決定についてどういう影響を及ぼすかということを含めて提言もされていたと思うのですね。そういうことを含めて、連携のあり方については、もう少し民間あっせん機関の意見を反映して記述する必要があるのかなというような印象を受けました。

それから、チーム養育については、最後また時間があればお話しさせていただきます。

○柏女部会長 今、特別養子縁組関係の御意見もありましたので、ぜひまたお考えいただければと思います。

それでは、資料4の「施設の機能転換等」のところに移りたいと思います。御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 いくつか発言をさせていただきたいと思います。

まず、4ページの今後の方向性のところですが、児童養護施設にケアニーズの高い子供たちの入所が多くなってきて、専門的なケアが必要だということで、現在も専門機能強化型児童養護施設ということでやっているのですけれども、1つ目の「○」の3行目のところに、本体施設を少人数化して、将来的には4人までの4単位ということで書いてあります。これは前回もお話ししたように、国のほうがそういう方針を出しておりますけれども、東京都で現実的にこれをやってしまうと、本園に子供たちが入らない状態になってしまう可能性があるのです。まだまだ全体的に見て、代替的養育の必要性だとか数が多くなるということ想定すると、これは時期尚早なのではないかと思っています。東京都が今後の計画を立てるときに、本体施設が4人×4単位の16名、そのほかは全部外出しにしなければいけないということで進めてしまうと、特にケアニーズが高い子供たちが本園に集まることになって、結構大変なのではないかと思っていますので、この点の表記の仕方についてもぜひ検討をいただければと思います。1点目です。

2点目なのですが、ケアニーズが非常に高い子供たちが本園に多くなる。それから、児童養護施設に措置をされるという傾向が今後もますます続くであろうと思いますと、児童相談所では、職員のサポート体制については、次の項目、資料5で、いろいろ検討していますけれども、児童養護施設等のところでは少し手薄なのではないかと思っております。

この部会でも、こういうことが必要だということを、資料も含めて具体的な提言をさせていただいておりますので、全部載せることはなかなか難しいと思っておりますけれども、ケアニーズが高い子供たちのサポート体制、職員のサポート体制については、もう少し厚く表記をしていただきたいと思いますところでもあります。

特に、今、国のほうが、職員配置も含めて随分改善をしてきているということなので、それと合わせて東京都の改善策を出していく必要があるのではないかとということが2点目です。

3点目は、自立支援のところですか。ページ数からすると9ページのところです。自立援助ホームのところについて表記してありますけれども、ぜひ職員の配置基準の改善を国に要望していただくだけではなく、東京都全体でこの自立援助ホームの加算のあり方を検討するというところをここに明記できないかと思っておりますので、これは要望なのですが、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。特にそれ以上ないようでしたら、児童相談所・一時保護所等の改革のほうに入り、おそらく前の部分にも関係してくると思いますので、また戻っていただくような形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料5の「児童相談所・一時保護所等の改革」のところなのですが、ここについてはいかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 まず、1点目が、2ページの上から2つ目の「○」のところなのですが、検証の関係について入れていただきありがとうございます。基本的には結構なのですが、ただ、東京都の児童虐待死亡事例等検証部会というのは、この児童福祉審議会の検証結果ということになると思いますが、必ずしもそれに限る必要はなく、全国の検証報告書が子どもの虹情報研修センターでもオープンにされていますし、そういった幅広い事例でぜひ学んでいただくことが必要なのではないかと思っております。

2つ目は、4ページ以降の今後の方向性で一時保護のお話ですけれども、特に5ページの一番最後の「○」のところで、子供の権利擁護を図るということで決意が書かれていることはとてもいいことだと思うのですが、ちょっと厳しいようですが、背景と経緯ないし現状のところ、一時保護所の問題についての指摘があまりないように思われ、そうするとかえって権利擁護を図るといった決意の背景にあるものが見えにくいような気がします。

ここはなかなか書きにくいところだとは思いますが、ただ、現状の一時保護所が問題を抱えていること自体はおそらく否定しがたいところなのかとも思いますし、だからこそ国も一時保護所の改善ということでずっとやっていますので、現状はなかなか満足できる状況ではないというところは少し書いていただいたほうがいいのかなと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

私もこの部分については、区の児童相談所の設置が今後どう進んでいくかというところとも影響するので、書きにくいところではあるのですが、ただ、例えば1ページのところで、児童福祉司が約180人不足している、児童心理司が約110人不足していると書いていますが、その部分に関する今後の方向性の記載が十分ではないと思います。当然、今のような状況の中で180人も増やしたら、児童相談所建て替えとか増設も当然考えなければいけないわけですね。

そうすると、特別区の児童相談所の設置状況等について一定の記載をしておかないと、この計画を見た人はよくわからない。つまり、区が児童相談所を設置するということを知らない人たちは理解しづらいのではないかと思います。それは触れておかないといけないのではないかと思います。磯谷委員が権利擁護のことで背景と経緯の話をされましたけれども、私も今のことで、背景と経緯のところに少し書いておかなければわかりにくいかと思いました。

他は、いかがでしょうか。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 1つは修文のお願いです。3ページの2つ目の「○」で〔再掲〕というところがありますが、ここは先ほどの資料3の8ページのところと同様に修文していただければありがたいと思います。

それからもう1つ。資料3の8ページで「関係機関が密にコミュニケーションをとりな

がら」と記載していただいたことにつきましては、これは前々回の私の意見を踏まえて書いていただいたのだと思いますので、ありがとうございます。もう少し具体的に書いていただきたい気もしますが、記載の仕方にはこだわらないとして、こういった記述を踏まえて、具体的な話として前々回、御提案した児童相談所長たちと私ども東京養育家庭の会との定期的な意見交換につきまして、御検討いただけましたでしょうか。

○柏女部会長 御質問ということで、事務局のほうでお願いしたいと思います。

○玉岡育成支援課長 この場では具体的なことはお答えしませんが、基本的には児童相談所と里親それぞれの信頼関係の基本的な部分での共有が必要なのかなと思っていますので、それは児童相談所だけではなくて、養育家庭の会のほうでもしっかり御議論いただきたいと思っています。以上です。

○柏女部会長 藤井委員、お願いします。

○藤井委員 そうであれば、引き続き御検討いただきたいと思います。問題意識をさらに少しブレイクダウンするような形で申し上げさせていただきますと、言い方は難しいのですが、結局、私たち里親は、通常、児童福祉司からお聞きする児童相談所の判断がちょっとおかしいのではないかと思った場合、どこへ相談すればいいのかということなのです。

例えば、児童福祉審議会に里親の苦情なり意見なりを審理する機能があるかということ、多分ないですよ。行為者が民間だったら行政か、あるいは何がしかのシステムがあると思うのですが、行為者が行政の場合というのは、里親がどうしたらいいのかというのは正直よくわかりません。

私も13年間里親をやってきましたけれども、これはおかしいのではないかと思う場合があるわけです。これまでも、例えば子供の措置変更の事案などについては、会として会員から話を聞いたら、それは児童相談所の判断でやむを得ないとか、正しいという事案も多々あるのですが、一方で、児童相談所の判断がどうかというふうを考える事案については、育成支援課なり児童相談所なりに会として個別に相談してきました。ただ、さすがにそんなことができるのは措置変更の事案くらいで、それ以外はなかなか現実問題として難しいわけです。前々回、私が御紹介した事案みたいに、たまたまこうした審議の場に乗ってくるような事案は別としても、実際にはもっと日常的な事案、例えば養育に関する指導の仕方がどうか、あるいは実親と児童相談所のコミュニケーションが不足しているのではないかと、そうした政策論以前の、まさに個別のケースワークの内容などについては、

里親が疑問を持って相談する場がないのですね。

さらに、具体的にいえば、子担が地元の児童相談所で私どもの支部と普段から十分コミュニケーションがとれていれば、その信頼関係の中で相談できる部分があるのです。実際、多々そういう相談の仕方をしていきますから。

しかしながら、何回か私はここで御指摘申し上げましたように、子担が別の児童相談所で普段コミュニケーションがないとどうしようもないのですね。私たち里親側が我慢するとか、諦めるとかで済む話ではなくて、当然のことながら、どんな場合でも子供たちの将来に明確に関わってくるわけですから、御提案申し上げたように、せめて児童相談所長の皆さんと養育家庭の会の幹部が懇談できる場があれば、都全体のレベルでコミュニケーションができるのかなと考えている次第です。

もう一つ言えば、児童相談所と議論になって、相談してしかるべきところに落ちついた事案というのは、他の児童相談所にも共有してほしいとも思うのですね。私どもから見て、毎回、各児童相談所の対応はかなりばらばらなので、共有という意味も兼ねて、そういった懇談の場ができればいいのかなと思いますので、これはぜひ御検討をお願いできればと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。家庭養護を推進していくということになると、その引き受け手である里親の立場というものをどう整理していくのか。例えば、施設であれば施設の措置を解除する場合は施設長に意見を聞かなければいけないということが決められているわけですが、里親の場合はそこが曖昧になっているというところもあります。

しかし、そういう状況をそのままにして里親家庭への委託を進めていくとなると、様々な課題が出てくるだろうと思います。そういう意味では、養育家庭の会と、行政・児童相談所との間での定期的な協議の場はとても大事になってくるかと思います。

特別養子縁組のあっせん機関と児童相談所は、資料3の11ページのところで「定期的な会議を開催する」と書いているわけですので、そういう意味ではそうした協議の場をつくっていくこと、あるいは運営していくことと同時に、そのときの受け手である里親と児童相談所との関係というものをかなり整理していかなければいけないところはあるのかと思いました。

措置解除は行政手続法の不利益処分ですので、聴聞などの手続をやることになっていますけれども、里親への聴聞手続はないわけですね。子供や実親への聴聞手続などは説明しなければいけないとなっているわけですが、里親は除外されているという形があ

るので、その辺りも含めて、里親の権利といいたいでしょうか、そこについても今後詰めていかなければいけない。ここの審議会の中では十分議論ができなかったと思っていますので、そういう場が必要なのかなということは、この間の経緯を聞いていて感じました。

他にはいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 4ページの、背景と経緯の1つ目の「○」のところで、児童福祉法の平成28年改正で、子供の一時保護については、安全が確認できなければ、あるいは状況把握のために積極的に保護することが明確化されたとあります。これは非常にいい面、積極的な面があるのですが、1つ運用を間違えば危険なことが生じると感じます。その危険なことが生じないように、2つ目の「○」の記述があると受け止めておりますが、3行目に言葉を補う必要があるのではないかと考えています。

一時保護も、里親委託も、施設入所も利益処分として考えられているので、行政手続上、聴聞の手続きがない。しかし、親子分離は基本的には親権者の意に反して行ってはならないわけです。27条の措置をとるときには、当事者の意向が大事だということで、子どもの意向、保護者の意向を確認しなければならないとされています。

子どもの権利条約でも、自己の意思に反して親子が分離されないというのが子どもの権利として認められていますし、自分に関する重要な決定には、子ども自身が意見を表明するということが保障されているわけですが、積極的な躊躇なき一時保護ということの中で、ともすれば、子どもやその親権者・保護者への説明等が不十分で、かなり強引な例もあるのではないかといった懸念を持ちます。

12月になって報道された他県の例ですけれども、一時保護の引き取りのすぐ後に子どもが亡くなり、その18日後に母親も亡くなったという事件がありますけれども、一時保護中の在宅支援体制の調整とか、あるいは引き取り後のモニタリングだけが話題になっていますが、もともとの一時保護のスタートの切り方がどうだったのかということについて私は知りたい。そこが明らかにならないと、全体の是非は言えないのではないかという思いを持っています。

でも、今述べた例は他県の例ですので、これ以上踏み込みませんが、ここの2つ目の「○」の部分では「精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものであることから」と、いきなりケアのことになっておりますが、ここに例えば、「当事者の参画を前提として」という意味の言葉を補う必要があると思います。積極的に保護をするのであればなおさらのこ

と、「子どもの意向を確認する」とか「説明をきちんとする」といったことが、重要なのではないか。「当事者の参画」、「子どもの参画」ということは、児童福祉法の改正の附則にも述べられていることですし、そのことを実現するために、この専門部会でも当事者のヒアリングの機会をきちんとつくって進めてきた。一時保護の実施に当たっては、当事者の参画、意向確認が大事かと思うので、そういった表現をつけ加えることについて御検討いただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 私が過去に発言したことを反映させていただきまして、ありがとうございます。それに重複して、しつこいと思われるかもわからないのですが、児童相談所の改革というところで、以前も申し上げたようにイメージを変えていただきたいという部分があります。児童相談所の働きはできて当たり前、できなければ非難をされるというのが一般的なイメージだと私は思っているのですね。実際に児童相談所の働き、もっと言うと児童相談所で働いておられる児童福祉司の皆さんの働きは、子供の現在と将来へ変化をもたらす、本当に意義のある仕事だと思うのですね。

私は、労働条件とやりがいのバランスでその職場の魅力は変わってくると思うので、そこを何とか、これから、さらにまた優秀な人材がこの職場に流れてくるような仕組みをつくるためにも、何とかして児童相談所がそういう変化をもたらしているということを発信していただけたらいいかと、改革の一環として思います。

先ほど宮島委員もおっしゃったように、東京都の子供たちが、児童相談所から全く利益を得ていないとは思えません。当事者として、必ずそこに彼らが、自分たちの人生に変化をもたらした、そういった当事者はいるのではないか。その方々の声が届いていないとするならば、要はうまくいかなかったときだけ注目をされ、まるで公衆の敵かのように扱われることは、本当にフェアではないと私は思っていますので、改革というのであればぜひそこを何とか、しつこいようですけれども、お願いできたらと思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。最後に全体にわたって御意見や感想をいただく時間もとれればと思いますので、もし言い残したことがあったら、その中で含めていただければと思います。

以上で、それぞれ一通り御意見を頂戴したことになります。今日示されたのは専門部会

に託された3つの部分のみという形になりますので、これに区市町村の役割など、ほかにも様々な分野がありますので、東京都の社会的養育推進計画の全体像を1月の本委員会で示していただいて、そこでまた御意見を頂戴するという形になるかと思えます。今日の意見もその本委員会報告の中に反映させていただくよう、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

さて、この専門部会は今年の2月から8回にわたって審議をしてきましたが、冒頭申し上げたように今日が最後の部会という形になります。委員の皆様方から、審議全体を通じての御発言をいただければと思えます。1人、1分程度ではありますが、御意見を頂戴できればと思えます。

石川委員のほうから順番でもいいでしょうか。よろしく願いいたします。

○石川委員 今回、私は公募委員として参加させていただきまして、こちらの部会で、里親の経験者の方のお話を聞いたり、児童養護施設や児童相談所のほうも視察させていただく機会がありまして、皆さん本当に子供たちのために心を砕いて働いていらっしゃるということが伝わってきて、大変頭のさがる思いがいたしました。

それと同時に、そういった一部の大変崇高な理念を持った方の自己犠牲の精神の上に成り立っているような制度だと、早晚破綻してしまうというような思いも強く抱きました。

そのような観点から、私もいくつか意見を述べさせていただきまして、他の委員の方からもありました里親への支援ですとか、児童相談所や児童養護施設職員への待遇改善ですとか、環境改善という点をいくつか今回の提言に盛り込んでいただいたことは大変意義のあったことだと思っております。

また今回、里親に関してということが大きな議題としてありましたけれども、社会的養育の一環としての里親ということで、根底にある理念は、社会全体で子供を育てていくということになりますと、里親に委託して、あとはお願いしますということではなくて、委託後も、里親を中心とした社会全体で子供を育てていくという面が根底にあってほしいと思えました。どうもありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

順にお願いしたいと思います。

○都留委員 乳児院の代表で、この会議に参加させていただきました。最初に出た数値目標のところでは、乳児院がどうなっていくのかという話がずっとありましたけれども、今の乳児院の状況は、平均入所期間にしてもどんどん延びている状況で、数字的にも平均で1.

3年ぐらいになっているわけですね。そうであれば、集団養育の中ではなく、そういった子供をしっかりとその時期にでも受けていただくような里親をより開拓していかなければと思う一方、やはり、実親の家庭に返していくにはどうしたほうがいいのかというようなことを絶えず考えるような機会になりました。

1点だけ、都立の児童養護施設は、引き続き公的な役割、セーフティネットというところで置いている状況の中では、乳児院も都立の医療系の病院の中に併設するような形がやはり望ましいとずっと思っておりますので、ぜひそういったことは引き続き私たちは要望していきたいと思っております。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。

西村委員、お願いします。

○西村委員 このたびは大変貴重な審議の機会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。約5,000人という社会的養育が必要な子供がいる、その数を考えると本当に大切な審議だったかなと思っております。

私は公募委員として参加させていただいて、今回の資料のほうにも地域でどうやって支えるかということがキーワードとして挙がっているのですが、それが何を意味するのかというところが私の中になかなかまだ落ちていないところでございます。一般の人が、当たり前前に里親ができるような地域とか社会であったらいいなと思うのですが、それが10年後とか20年後、この東京都でできるようなこととして、私自身、何ができるのかということこの機会を通じて考え続けていきたいと思っております。

皆様の御尽力に本当に敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。お願いします。

○林委員 先ほど言い忘れたことでもあるのですが、「チーム養育」という言葉に関しては、言葉を使いながら、その根本的にある考え方はまだ共有できていない。これまでの会議の中でも、以前、どなたかが、トラウマ・インフォームド・ケアについて言及されていたと思うんですね。先日、日本子ども虐待防止学会に出て、改めて大きなパラダイムシフトとなる言葉だと思いました。先ほど藤井委員が「チーム養育」という言葉を使いながら、会議もなく養育方針さえ共有していないという実態が、現実としてあるわけです。

「チーム養育」という言葉だけが先走っていて、根本的な養育観とか養育文化というものを共有した意識でもって子供に関わっていない現実があるのだということを再認識しました。「チーム養育」という言葉を使いながらも、いかに一貫して、支援者の養育に関する

意識を共有するかということをも具体化していく必要性があり、それは大きな変革であり、学校なども含めて考えていかなければならない。チーム養育というものを本当に限られた社会的養護に関わっている人だけで考えるのではなく、もう少し長い目で巨視的に見る必要があると改めて再認識しまして、こういう場でもまた考えていただけたらと思います。以上です。

○柏女部会長 お願いします。

○藤井委員 まず、この場に参加させていただきまして、ありがとうございます。私も本当にいろいろ勉強させていただきました。

最後ですから若干個人的な考えを述べさせていただきますけれども、勉強させていただいたという意味では、特に国が決めた方針が、自治体でどのように具体化されていくのか、あるいはされていかないのか、そのプロセス、あるいは結果ですね。意見として、色々と申し上げたときに、関係者がどんな反応をされるのか、そういったことは大変勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

最後に、里親支援の重要性ということについて、若干の所見を申し上げたいのですけれども、前々回で私がお示しした事例を踏まえまして、里親支援として必要なのは、ケアワークなのかソーシャルワークなのかという議論がありましたが、私は非常にいい議論だったと思っているのですけれども、そういう切り口から考えますと里親支援は両方だと思うわけですし、そのように考えると、私たち里親の立場は、障害児を育てられている家庭をイメージしていただければわかりやすいのではないかと改めて思いました。

外部からの支援の質や量という意味では、今の里親支援は、20年、30年前の障害児施策の状況と同じだと思うのです。当時の障害児施策というのは通所支援もあまりなく、柏女部会長は御存じのように訪問支援もなく、家庭がとにかく頑張っていて、頑張っていて、ギブアップしたら施設入所という流れだったわけです。それが、今はケアワークの視点からも、ソーシャルワークの視点からも、通所で支援できるインフラが整ってきましたし、訪問支援も制度化されているわけです。当然これは家庭で親御さんが子供を育てているという部分はきちんと前提にあって、ほとんど民間ではありますけれども、専門的な支援を外部から入れる体制をつくってきたのです。

その障害児施策とのアナロジーでいけば、私たち里親家庭というのは、もとよりケアワークやソーシャルワークの専門家ではないという意味も含めて、障害児を育てている家庭と同じ立場ではないか。にもかかわらず、20年前、30年前の障害児施策と同様に、そ

こに対する専門的な支援がまだまだ手薄の状態にある。現在はそこを拡充していかなければならない、そういう社会的なステージなのだと思えるのかなと思います。人材の育成も含めて、一定の時間がかかることはやむを得ないと思うのですが、決して歩みを止めることがないように、一歩でも二歩でも前進させていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○柏女部会長 宮島委員、お願ひします。

○宮島委員 私からは、2つ申し上げたいと思ひます。

1つはちょっと暗い話で恐縮なのですが、今の社会とか今の時代をどう見ているかということを考えなければいけないと思ひておひます。正直なところ、社会が壊れつつあると感じますし、闇が広がって深まっていると感じます。個人も家庭もその只中にあるような時代にあつて社会的養護の関係者、あるいは児童相談所、里親、施設だけにこの責任を負わせるというのは間違いだ。本当に闇が深まっている困難な時代だという前提の中で色々なことを考えていかないと、この領域だけで論じていると間違ひしてしまうのではないかと改めて感じておひます。

2つ目は、しかし、そういう中ではあるけれども、この仕事のために立てられている人たちは、今の子供と家族、特に子供に対して責任があるということだと思ひます。国のほうでも高い目標を立ててとにかく取り組もうとしている。それに対しては様々な意見があると思ひますが、ただ、この都道府県計画は一旦立てればそれは知事が立てた計画となる。都民、都に住んでいる子供たちへの約束なので、色々な議論があつたとしても、それを達成しない、守らないわけにはいかない。そのことはとても大変なことだと思ひますし、様々なところに気を配りながら、今日の素案が出ていると思ひますので、厳しいとは思ひますが、その達成のためにさらに頑張つていただきたい。本当に厳しい仕事だと思ひますけれども、ぜひとも進めていただきたいと願ひます。

この議論に加えさせていただいて、本当にありがとうございました。

○武藤委員 私からは、ちょっと言い残したことについて触れたいと思ひます。

この専門部会は2月から始まつたのですが、2月に都内の児童養護施設の施設長が亡くなるという事件がありました。私たち社会的養護の立場、特に児童養護施設、自立援助ホームからすると、今の社会的養護の中で育つた人たちが、なかなか社会適応が困難だつたりする事例が非常に多くあります。そういう意味からすると、自立支援コーディネーターやジョブ・トレーナーを配置しながら、東京都がアフターケアも含めて積極的にや

ろうという姿勢については評価をしています。最新の情報では、国のほうがそういう施設に対して自立支援の担当職員を来年度から配置するということを決定したようで、しかも非常勤単価と常勤単価の2つに分けて出すということで、いよいよ東京都がやってきたことが全国に広がってきているという状況でもあります。

しかも、私たちからすると、今の自立支援コーディネーターの配置ではアフターケアは十分できないと考えていて、計画素案には、複数職員の配置ということを明言していただいております。国のほうでも予算がつかいましたが、東京都は、それを取り込むということではなくて、より発展的にアフターケア、自立支援をやれるような体制をぜひつくっていただきたい。そういう文言も含めて書いていただきたいというのが1点です。

もう1点、渡邊委員もおっしゃっていましたが、里親支援のところの量的拡充とともに、質的拡充というのですか、そのところをもう少し文章的な精査ができないか。これも色々な意見が出ていますので、ぜひそれを最終案のところ盛り込んでいただきたいと思います。

最後に、これは藤井委員もおっしゃったのですが、計画として立てたものがどれだけ実行できているのかということ、常に進行管理をやらなければいけないのではないかと考えております。私は3年前の専門部会にも出ていますが、その後の部分がどうなっていたのかということについては、量的な部分もですが、質的な部分がどう変化したのかということも含めてモニタリングするというのを東京都としてもっと積極的にやらなければいけないのではないかと感じています。この計画に書かれたことがどれだけ実行できて、実行できたことを更に進めるためにはどういうことが必要かということ、引き続き作業としてやらなければいけないのではないかと考えていますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○渡邊委員 今日、皆さんと一緒に素案を議論させていただいて、これは私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、できたらいいなということも含めて、目標が見える形になってきたのかなと思っています。当然、目標を達成するための戦略が必要だと思えますし、戦略が煮詰まるころまでは行ってないなと思いますが、それでもゼリー状ぐらいには固まる形で、事務局の皆さんの御尽力とともに、委員の皆さんの意見が反映されて見えてきたかなと。その戦略を進めるための戦術は、これは実践者が自分たちで考えて実現していくものだろうと。

私も実践者の末席を汚すような者であるのですけれども、そういった意味では本当に身

の引き締まる思いで実戦者として戦術を考え、それを実践していかなければいけないと思っております。さらにその先には、こちらの委員の皆様方も含めて、東京都からしっかりとした検証を受けながら、その戦術や実践が検証に耐え得るものなのかどうかということは常に問われなくてはいけないと思っておりますし、そこから、また新たな課題、成果というものをきちんと見出していく必要があるのかなと思っております。

私も、皆さんの中でピントのずれたコメントもたくさんしたと思うのですが、委員の皆様方、事務局の皆さんに温かい目で見守っていただきまして、本当に心地よい発言をさせていただくことができました。ありがとうございました。

○柏女部会長 それでは磯谷副部会長、お願いします。

○磯谷副部会長 先ほど林委員がちょっと触れてくださいましたけれども、日本子ども虐待防止学会の兵庫大会がこの週末にありまして、子供の意見表明やアドボカシーという言葉に掲げたり、触れたりする企画が殊のほか多かったように思います。子どもの権利条約の採択から30年というところもあって、子供の意見表明への関心が高まっているのかなと思って、それ自体はうれしく思います。おそらくこの推進計画の中にも子供の意見表明等について盛り込むことになっているのだと思いますが、実際には発達課題も抱えている子供たちも多数いる中で、どのようにその意見を酌み上げるか。言うは簡単ですが、実はなかなか難しい問題だと思っております。

そこは本当に工夫が必要だと思ことと、それから施設については、これまで苦情解決委員という形で、いわゆる第三者の目もかなり入ってきたかと思いますが、児童相談所、さらには里親のほうについては第三者の目が入りにくい部分がありますし、特にアドボケイトということ言えばまだまだこれからだと思います。

特別養子縁組のところでも少し触れましたけれども、子供の意思を確認することが非常にデリケートな問題を含むようになったことから、その点についても、子供の意見表明、アドボケイトのやり方ということについても、ぜひ模索をしていただければと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

皆様方から御意見、最後の思いを語っていただきました。私も少し語らせていただければと思います。

今年の2月から8回にわたって部会長を務めさせていただきましたが、依頼をされたときに、事務局に1つだけ申し上げたことがあります。家庭養護の委託率は今度を出してく

れるのでしょうか、という話をさせていただいて、それがなければ受けるつもりはありませんでした。でも今回は出すということで、全国の自治体で唯一、家庭養護委託率を出さなかった東京都が出していただいたということに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、それを実現する体制整備についてのスケジュールやアウトカム、アウトプットの明記が十分でないということについては少し残念に思っています。それが2点目です。

3点目で、それに関しては、特別区が児童相談所を設置するということがかなり影響を与えている可能性は高いと思っています。児童相談所のことだけではなく、施設の偏在が今起こっておりますので、施設の偏在、特に城東地区に児童養護関係の施設が少ないというような状況で、今後、城東地区に児童相談所が設置されていくことによって、自前の児童養護施設を持ちたいとか、乳児院を持ちたいとかという話になってくると思いますので、そうしたときにどういう変化が全体として起こってくるのか。それを考えると、期間を定めて、数値目標を定めていくことが難しいということは理解をしています。

それだけに、藤井委員がおっしゃった計画のローリング、進行管理というのはとても大事になってくるだろうと思います。1年1年、特別区の状況等を踏まえながら計画の見直し等々も考えていかなければならないと思いますので、今回については本当にしっかりと1年ごとに評価をし、そして、評価も行政だけでやるのではなく、こうした審議会なども活用しながら進めていくことがとても大事なかなと思います。

それから、宮島委員もおっしゃっていましたが、この社会的養育推進計画を確実に進めていくためには、社会的養護だけで完結するわけではありませぬので、子育て支援やひとり親家庭の計画、さらには障害児支援の計画、保育もそうですけれども、様々な計画の中に社会的養護を支援するものがどの程度書かれるのかということにも影響してくると思います。里親を支援するのはフォスタリング機関だけではなく、地域の一時預かりやショートステイなど、様々な子育て支援のための事業をふんだんに里親が使えるようになっていること、これもとても大事なことだろうと思います。

そういう意味では、他の計画と整合化された子供・子育て支援総合計画の中にこの社会的養育推進計画も反映されて、そこで初めて全体との整合が出てくると思います。子供・子育て支援総合計画は、区市町村の計画に関わるところが非常に多いわけですので、そこと都がどうつながるのか、あるいは都が家庭養護の委託率を増やすため、どう区市町村を支援するといったような視点も大事になってくるかと思っています。

そんなことを考えながら、この部会の運営を進めてまいりました。十分、皆様方の御意

見も頂戴するための進行ができなかった点多々あるかと思ひますし、また、たくさん
の御意見を頂戴するのに失礼な物言ひもさせていただいたこともあったかと思ひます。そ
んなことも最後にお許しを賜りたくお願いをいたしまして、私の意見とさせていただき
たいと思ひます。皆さん、本当にありがとうございました。

それでは最後に、この部会にはオブザーバーということで御参加いただきました松原委
員長のほうに締めていただきたいと思います。

○松原委員　こういう順番になったら、個人的な意見を言いにくくなってしまいましたが、
まず児童福祉審議会の委員長として、この8回の部会での御議論について感謝をいたしま
すし、次回の本委員会では重くこのまとめというものを受けとめてまいりたいと思ひます。
皆様方に改めて感謝申し上げます。

計画案については、何人かの委員の方と感想がかぶるところもあるのですが、若
干の精粗はあれ、方向性も示していただいたということで非常に肯定的に評価をしており
ます。ただ、それぞれがそれぞれとして並んでいるという感じがあって、どういう関連を
持ってそれを実行していくのかというところがまだなかなか見えていない。そうすると、
計画スタートといった段階になって、一斉にみんなが狭い出口のところに押し寄せて行っ
て、はじかれてしまうものがあって、うまくすり抜けていったはいいいけれども、独走して
行って周りに何もついてきていないというようなことで、結局、先行したところも頓挫し
てしまうものもあるというような可能性がなきにしもあらずという気がするので、できれ
ば、タイムラインという言葉も使われましたが、こういう順番で、こういう筋立てをつけ
てやっていくというようなところが、素案から本格的な計画案になるときに出てくるとい
いかなと思ひますし、私の願ひです。

改めまして、事務局の方々にも御協力を感謝して、引き続き審議会として議論を進めて
まいりたいと思ひます。ありがとうございました。

○柏女部会長　ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後の予定などをお願いしたいと思ひます。

○玉岡育成支援課長　長い間、ありがとうございました。今後でございますけれども、1月
下旬に開催予定の本委員会におきまして、計画案の全体をお示ししまして、改めて委員の
皆様から御意見をいただく予定です。

なお、本日は社会的養育推進計画策定の専門部会としては最後の部会になります。本日
の配布資料及び黄色いフラットファイルにつきましてはお持ち帰りいただいても構ひませ

んが、そのままにしていれば、後日郵送をさせていただきます。

最後に、幹事長であります、少子社会対策部長の谷田より、一言御礼を申し上げます。

○谷田少子社会対策部長 今年の2月以降、先ほど来お話もありましたけれども、8回にわたりましてこの専門部会で御議論いただきました。柏女部会長をはじめといたしまして、委員の皆様方には、毎回大変熱心な御議論をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

この間、振り返ってみますと、毎回、それぞれの委員の皆様の専門のお立場ですとか、あるいは御経験等に基づきまして、非常に貴重な視点や御提言をいただいたと改めて認識をしているところです。そのたびに、当たり前ですけれども、多面的な形で検討する、その必要性が感じられたとされているところです。

ただいま、玉岡からも申し上げましたけれども、今後は本日いただいた御意見も含めて、また、これまでの議論を踏まえまして、1月に開催を予定しております本委員会のほうに東京都の社会的養育推進計画案を提示させていただきたいと思っております。

今回の議論にもありましたけれども、どこまで計画に書き込めるのかという話で非常に熱心な御意見をいただけたかと思っております。私たちも、そこは今回、非常に悩みながら出したところもございますし、今日もまた新たに色々なお話もいただきましたので、これからまた1月に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

今回、最終的には計画という形になるわけですけれども、この専門部会では様々な形で社会的養育の課題についてお話をいただきましたので、それは計画の記載の有無ということとは別で具体的に施策に反映できることも多くあると思っております。そういった点からも、今後とも皆様方の御支援、御協力をお願いできればと思っておりますのでございます。

このたび、本当に長きにわたりまして皆様に熱心に御議論いただきました。どうもありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げます。

○柏女部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の第8回専門部会は、これで終了とさせていただきます。時間を10分弱超過してしまいましたが、御容赦いただければと思っております。

ありがとうございました。

午後8時09分

閉 会